

資料 5. 協議議事録 (M/D)

(1) 基本設計調査 1

和文

中文

(2) 基本設計調査 2

和文

中文

(3) 概要説明調査

和文

中文

中華人民共和国
中等專業教育学校機材整備計画
基本設計調査（1）

協議議事録

中華人民共和国（以下中国と記す）政府よりの要請に基づき、日本国政府は「中等專業教育学校機材整備計画」（以下「プロジェクト」と記す）に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団（以下「JICA」と記す）に委託した。

JICAは中国へ、JICA無償資金協力部業務第1課 貝原孝雄課長を団長とする基本設計調査団を派遣し、2001年10月10日から10月31日まで同国に滞在する予定である。

同調査団は中国政府関係者と協議し、調査対象地域において現地調査を実施した。

協議の結果、双方は附属書に記述された主要事項を確認した。調査団はさらに調査を行い、基本設計調査報告書を作成する。

本議事録は、本文と附属書から構成され、和文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2001年10月16日 北京

貝原孝雄

貝原 孝雄
調査団長
基本設計調査団
国際協力事業団
日本国

康炳建

康 炳建
国際經貿關係司第七処副処長
對外貿易經濟合作部
中華人民共和国

附属書

1. プロジェクトの目的

本プロジェクトの目的は、中国計画対象重点職業訓練学校における訓練環境の向上及び、計画地域及び近隣地区における中等職業教育の量的・質的改善を図り、同国の人的資源開発を推進、支援することである。

2. プロジェクトの名称

本プロジェクトの名称を第二次中等職業教育機材整備計画から中等專業教育学校機材整備計画に変更することに関し、双方は合意した。

3. 関係機関

本プロジェクトの関係機関は、以下のとおりである。

担当省庁：対外貿易経済合作部、関係省貿易経済合作庁

実施機関：中等專業教育学校機材整備計画実施調整チーム

(対外貿易経済合作部<総括機関>、各省対外貿易経済合作庁、教育部、各市教育委員会、対象專業教育学校など)

4. 中国側要請内容

協議の結果、中国側は以下の内容の要請を提示した。

- (1) 調査対象地域及び対象校
別紙1参照
- (2) 調査対象要請機材の内容
別紙2参照

5. 協力の方針

調査団は日本へ帰国後、別紙3、別紙4の対象中等職業訓練学校及び対象職業訓練コースの選定条件を踏まえ、別紙5に示された機材の選定基準に従い、基本設計を行う。本プロジェクトの協力機材は今後の検討によって決定されることとし、従って上記別紙2の機材は最終的な協力対象を意味するものではない。

6. 日本の無償資金協力制度

(1) 中国側は、調査団が説明した別紙6に記載された日本の無償資金協力の制度について十分に理解した。

(2) 中国側は、本プロジェクトに対する無償資金協力が実施される場合、協力の円滑な実施のために、別紙7に記載された通り、中国側が行うべき必要な措置を理解し、またそれを行うことを表明した。

7. 今後のスケジュール

7-1 本調査団は引き続き2001年10月31日まで調査を継続する。

7-2 JICAは引き続き基本設計調査団（現地調査2）を2001年11月中旬から12月中旬にかけて派遣し、基本設計概要書を作成する。また、基本設計概要説明調査団を2002年1月中旬もしくは下旬頃に派遣し、基本設計の概要について中国側に説明し、中国側の必要準備事項を確認する。

7-3 基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICAは基本設計報告書を作成し、2002年3月頃中国側に送付する予定である。

8. その他の協議事項

8-1 中国側はインセプションレポートの内容について理解し、合意した。

8-2 中国側は、本プロジェクトの実施により調達される資機材が設置される予定の施設や、そのインベントリー等の整備について、資機材が納入されるまでに全て完了させることを約束した。

8-3 中国側は、本プロジェクトにおいて購入される資機材の港における陸揚げ、通関に必要な手続き、及び関係機関への必要な便宜供与を必ず行うことを約束した。また、保管倉庫料などの経費が生じた場合、双方はそれぞれの責任に応じてその経費を負担することに同意した。

8-4 調査団は、中国側が本プロジェクトにおいて要請している、服飾教育機材についての要請を取り下げることに同意した。

8-5 中国側は、本プロジェクトに限らず、今後中国国内で行われる無償資金協力をはじめとする日本の協力に関し、中国国内で幅広く広報活動を行い、中国国民への理解に努めることを約束した。

8-6 調査団と中国政府は増値税（VAT）について、別紙8のとおり同意した。

8-7 双方はその他の協議事項が生じた場合、誠意を以て対応することに同意した。

別紙1 調査対象地域及び対象校

黒竜江省牡丹江市	牡丹江職業教育センター
吉林省長春市	長春市高級職業技術学校
湖南省懷化市	叙浦県高等専業学校
貴州省貴陽市	貴陽市総合職業学校
江西省吉安市	吉安市職業中等専門学校

別紙2 調査対象要請機材

要請機材分野

対象校	牡丹江職業 教育センター	長春市高級職業 技術学校	叙浦県高等 専業学校	貴陽市総合 職業学校	吉安市職業 中等専門学校
要請機材分野					
視聴覚教育機材	○	○	○	○	○
コンピューター機材	○	○	○	○	○
語学教育機材	○	○	○	○	○
自動車修理教育機材	○	○	○	○	○
電子・電気実験教育機材	○		○	○	○
機械実習設備	○	○	○		○
化学工業教育設備					○
食品加工・生物工学教育機材		○	○		
音楽舞踏教育機材	○		○	○	○
美術教育機材	(コンピューター機材 分野を含む)			○	
調理実習機材					○
事務・経理・秘書業務教育機材	○	○		○	
旅行・観光サービス教育機材				○	
維持管理センター機材		○			
移動用機材(車両)	○	○	○	○	○
食堂機材				○	
事務機器			○		○

別紙3 対象中等職業訓練学校の選定条件

- 1) 中国政府の重点職業訓練学校となっており、その中でもモデルとなっていること。
- 2) 対象地域において、労働市場に見合う訓練・教育を実践していること。
- 3) 現在、適切に訓練機材が使用され、予算、組織人員体制を含めその維持管理体制が十分にあること。
- 4) 計画実施の為の予算、人員の確保を含め、既存の施設・機材の維持管理状況（インベントリー）等を調査し、今後の継続利用に問題のないもの。

別紙4 対象職業訓練コースの選定条件

- 1) 常設コースであること。
- 2) 新設コースの場合は、具体的な実施計画が確定していること。
- 3) 実習・実験室が整備されていること。
- 4) 訓練コースの定員に対し十分な応募のあること。
- 5) 十分な技能レベルのある教員が配置されていること。
- 6) 十分な雇用需要のある分野であること。

別紙5 機材の選定基準

【協力対象機材の条件】

- (1) 必要性がカリキュラムによって確認できる機材。
- (2) 老朽化が激しく、かつ基本的な機能を果たすことができない既存機材の更新用機材。
- (3) 近年の使用回数が増えている機材。

【協力対象外となる機材の条件】

- (1) 主として個人が使用・所有する機材。
- (2) 教育訓練目的以外に使用される可能性がある機材。
- (3) 協力実施後、適切な運営・維持管理に必要な有資格教員・職員の配置、予算措置の確保が保証されない機材。
- (4) 良好な使用及び維持管理のために、高度な技術・高額な費用、多数の人員を要する機材。
- (5) 据え付けのために大規模な施設改修・拡張等を必要とする機材。
- (6) スペアパーツや予備品が容易に現地調達できない機材。
- (7) 消耗品。
- (8) 原則として、特定の企業によって製造・販売がなされている機材。
- (9) 現在及び将来にわたり他の援助機関から整備の可能性がある機材。
- (10) 中国国内で容易に購入出来る簡易な機材・工具類。
- (11) 既存機材で対応出来る要請機材。
- (12) 設置場所・保管場所が確保されない機材。
- (13) 直接、教育上必要としない施設備品（エアコン、除湿機、掃除機、食堂機材、車両等）。
- (14) 事務関連機器。

1 無償資金協力実施の手順

(1) 我が国の無償資金協力（無償）は、次のような手順により行われる。

- ・要請（被援助国による）
- ・調査（JICAによる基本設計調査）
- ・審査と承認（日本政府による審査と閣議による承認）
- ・実施決定（日本政府と被援助国政府間による交換公文）

(2) 第一段階である「要請」は、被援助国から提出された要請書を基に日本政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICAに対して調査の指示を行う。

(3) 第二段階である「調査（基本設計調査）」はJICAが実施するが、JICAは原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

(4) 第三段階である「審査と承認」は第二段階でJICAが作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

(5) 閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

(6) 贈与の実行に際して、JICAは入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国に協力をを行う。

2 調査の位置づけ

(1) 調査の内容

JICAが実施する調査（基本設計調査）は、日本政府が本計画を無償として承認するにあたっての基礎的資料（判断材料）を作成することを目的としている。調査の内容は以下の通りである。

- ・要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を確認する。
- ・無償資金協力の妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行う。
- ・被援助国と協議した計画の基本構想を双方で確認する。
- ・基本設計を行う。

なお、当然のこととして、要請された内容（要請の施設、コース、機材等）が全てそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際してE/Nにより決定された後のコンサルタントの契約については、

基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICAは当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材および役務、（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名（E/N）が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタントおよびコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により、搬入、据えつけ、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間（一財政年度）の延長が可能である。

(4) 生産物および役務の調達

贈与によって調達される生産物および役務は原則として日本国および被援助国の生産物ならびに日本国民又は被援助国の役務を購入するため適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国（日本国および当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。

但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者および調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置等が求められる。

1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。

2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。

3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。

4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関および国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。

5) 認証された契約に基づき調達される生産物および役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税およびその他の財政課徴金を免除すること。

6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国および滞在に必要な便宜を与えること。

7) 「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設および購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。

8) 「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。

9) 銀行取り決め

a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の銀行に当該国名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

別紙7 無償資金協力実施にあたって中国側でとるべき措置

- 1 本プロジェクトの用地を確保し、別途日本側が定める期限までに、機材の設置のために必要な建築工事を終了させること。
- 2 本プロジェクトによって整備される機材に必要な給電・給水・排水・排気等の設備を整備すること。
- 3 日本の外国為替銀行に対し、銀行取極に基づき、支払授權書（A/P）のアドバイス料、及び支払い手数料などの手数料を責任をもって支払うこと。
- 4 本プロジェクト用の資機材の通関に必要な手続き、及び関係機関への支払いについて、迅速かつ責任をもって行うこと。
- 5 認証された契約に基づいて提供される役務及び機材に対し、中国において日本人または日本法人に対して課される、関税・国内税・その他の財政的な義務を免除すること。関係機関への免税の周知徹底は中国政府が責任をもって行うこと。
- 6 中国政府は認証された契約に基づいて提供される役務及び機材に関連して必要とされる日本人または日本法人の構成員に対し、その役務の提供に必要な中国入国及び滞在に必要な措置を保証すること。
- 7 本プロジェクトの実施に必要な許可・免許などを遅滞なく発行すること。
- 8 本プロジェクトの範囲内で、日本の無償資金協力により提供されないすべての費用を負担すること。
- 9 本プロジェクトによって整備された機材の積極的かつ適切に使用するために必要な教員・職員を確保すること。
- 10 本プロジェクトによって整備された機材を、適切に維持管理するために必要な予算・人員を確保すること。
- 11 本プロジェクトによって整備された機材が各対象校においてどのように使用されているか定期的なモニタリングを実施し、必要に応じ、助言指導を行うこと。

(1) VATの免税について

中国側は、VATの免税を行うことを約束した。なお、中国側はVAT免税に係る諸手続を速やかに遂行することを約束した。

(2) VATの免税方法について

中国側は、在中国大使館へ発出した文書（外経貿国際司函〔2001〕308号）に基づき、以下の方法によりVATの免税を行うことを約束した。

【VAT免税方法】

1) 落札した業者は、対外貿易経済合作部国際司、財政部税政司、国家税務総局流転司に対し、中国での中国製品調達状況に関する明細を提出する（これには発行機関の公印を押すこととする）。その中に含まれるものは、調達製品の名称、価格、数量、企画、製造業者の名称、住所、電話番号、担当者名（付属の表を参照）、及び調達者と製造業者の署名のある売買契約書である。対外貿易経済合作部へ提出した書類に対しては、中国側のプロジェクト代行機関による審査が行われる。

（もし、落札商社が、他社に調達を委託している場合は、実際の調達者に関する資料が必要となる。これには、その期間の名称、住所、担当者及び担当者の電話番号、調達を委託した際の協議書が含まれる）。

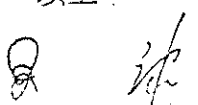
2) 中国側のプロジェクト代行機関による最初の審査において問題がない場合、これに審査証明を付して対外貿易経済合作部国際司に提出する。対外貿易経済合作部にて再度審査を行ったあと、税務総局流転司に対して証明を提供し、免税とするよう求める。同時に、国家税務総局は、地方の税務部門を通じて関連製造業者の売買契約状況を確認する。

3) 国家税務総局は、対外貿易経済合作部が提出した文書及び地方税務部門の確認報告に基づき、これに誤りがないと確認した上で、関係地方税務部門に対し、当該案件に関しては、調達対象の中国製品が増値税が免税・控除となる旨の通知を出し、対外貿易経済合作部にその写しを送付する。

4) 商品を納入する製造業者は、税務部門に対し、商品を実際に売買した際の証明を付して免税の申請を行う。主管税務部門が元々の資料（すなわち前項の製品状況明細に関するもの）と照らし合わせて誤りがないと確認すれば、国家税務総局の発出する文書に基づき、免税となる。

5) 国家の免税政策における厳格性と個々の操作手順の規範性を守るため、調達者は中国政府に対して製品の状況明細等の資料を提出した後に、その内容を勝手に変えることは原則上許されない。特別な状況がある場合は、別途手続きに従って審査に伏さなければならない。

以上



中华人民共和国

中等专业教育学校器材装备计划

基本设计调查(1)

会谈纪要

根据中华人民共和国（以下称中国）政府的申请，日本国政府决定实施关于「中等专业教育学校器材装备计划」（以下称「项目」）的基本设计调查，并把该实施委托给国际协力事业团（以下称 JICA）。

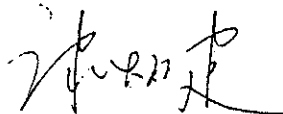
JICA 派遣了以国际协力事业团无偿资金协力部业务第一课贝原 孝雄课长为团长的基本设计调查团，调查团预定从 2001 年 10 月 10 日至 10 月 31 日在中国访问。

调查团与中国政府有关人员进行了协商，在调查对象地区实施了实地调查。

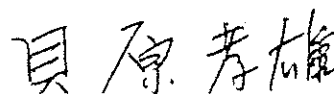
会谈的结果，双方确认了附件上记述的主要事项，调查团将进一步进行工作，完成基本设计调查报告书。

本会谈纪要由正本和附件构成，日文、中文各制作 2 份，在中日双方取得一致意见的基础上，互相签名，各有关机构各持 1 份，中、日文都具有同等的效力。

2001 年 10 月 16 日于北京



康 炳建
国际经贸关系司副处长
对外贸易经济合作部
中华人民共和国



贝原 孝雄
调查团长
基本设计调查团
国际协力事业团
日本国

附 录

1. 项目的目的

本项目的目的是通过改善中国计划对象重点职业训练学校的训练环境,以及改善计划对象地区和邻近地区的中等职业教育的数量·质量,来促进·支援中国的人才资源开发。

2. 项目的名称

双方同意把本项目的名称从「第二次中等职业教育器材装备计划基本设计调查」更改为「中等专业教育学校器材装备计划」。

3. 有关机构

本项目的有关机构如下:

负责部委:对外贸易经济合作部,有关省的对外贸易经济合作厅

实施机构:中等专业教育学校器材装备计划实施协调小组

(对外贸易经济合作部〈负责机关〉,各省对外贸易经济合作厅,教育部,各市教育委员会,对象专业教育学校)

4. 中国方面申请的内容

会谈的结果,中国方面提出了以下内容的申请。

(1) 调查对象地区以及对象学校

参照附页 1.

(2) 调查对象器材的内容

参照附页 2.

5. 协作的基本方针

调查团回国后将遵照在附件 3,附件 4 上记述的对象中等职业训练学校以及对象职业训练专业的选定标准,遵循附件 5 上阐述的器材的选定标准,进行基本设计。本项目的援助器材将通过今后的审查研究来决定。因此,上述的附件 2 上的器材不意味着最终的援助对象器材。

6. 日本国的无偿资金合作制度

(1) 中国方面理解了调查团就附件 6 上记述的有关日本国无偿资金合作制度所作的说明。

(2) 中国方面表明了在本项目作为无偿资金合作项目得到实施时,为合作的顺利实施,按照附件 7 上的记述,理解中国方面所应该采取的的必要措施,并答应付诸实施。

7. 今后的日程

7-1 基本设计调查团至 2001 年 10 月 31 日在实地进行调查。

7-2 JICA 将从 2001 年 11 月中旬至 12 月中旬继续派遣基本设计调查团(实地调查 2),在制作基本设计调查概要书的同时,在 2002 年 1 月中旬或者下旬派遣基本设计概要说明团到中国,就基

本设计概要向中方作说明,同时确认中方所必须准备的事项。

7-3 有关基本设计的概要书的内容,原则上得到中方同意后, JICA 将完成基本设计调查报告书,在 2002 年 3 月把此报告书寄给中方。

8. 他会谈事项

8-1 中方理解并同意了开始报告书的内容。

8-2 中方承诺有关准备设置通过本项目采购器材的设施,以及相关的配套资金等的准备,在器材到货之前全部完成。

8-3 中方承诺通过本项目采购的器材在港口的卸货,通关中必要的手续,以及一定向有关机关提供必要的方便。同时在发生仓库保管费等费用时,双方同意根据各自的负责,负担其经费。

8-4 调查团同意,中方取消在本项目中申请的有关服装加工器材申请。

8-5 中方承诺不仅本项目,对包括今后在中国国内实施的无偿资金合作的日本的合作在内,在中国国内广泛地进行宣传活动,并为促进中国国民对此的理解而努力。

8-6 调查团和中国政府就增值税(VAT),同意附件 8 的内容。

8-7 双方同意在发生其他协商事项时,互相抱着诚意对待。

附件1 调查对象地区以及对象学校

学校所在省市	申请的职业学校
黑龙江省牡丹江市	牡丹江职业教育中心
吉林省长春市	长春市高级职业技术学校
湖南省怀化市	溆浦县高等专科学校
贵州省贵阳市	贵阳市综合职业学校
江西省吉安市	吉安市职业中等专科学校

Q 3/4

附件 2 调查对象的申请器材

对象学校	牡丹江职业 教育中心	长春市高级 职业技术学校	淑浦县高等 专业学校	贵阳市综合 职业学校	西安市职业中等 专科学校
申请器材领域					
电化教育器材	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
计算机器材	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
语音教育器材	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
汽车修理工材	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
电子·电器实验教育 器材	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
机械实习设备	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
化学工业教育器材					<input type="radio"/>
食品加工·生物教育 实习器材		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
音乐·舞蹈教育器材	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
美术教育器材	(包含在计算机 器材内)			<input type="radio"/>	
烹饪实习器材					<input type="radio"/>
事务·财会·秘书教 育器材	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
旅行·观光服务 教育器材				<input type="radio"/>	
维护管理中心器材		<input type="radio"/>			
移动用器材(车辆)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
食堂器材				<input type="radio"/>	
办公器材			<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

附件 3 对象中等职业训练学校的条件

- (1) 中国方面的重点职业训练学校,其中又是示范学校的。
- (2) 在对象地区,开展符合劳动市场需求的训练·教育的。
- (3) 现在正在合适地使用训练器材,充分拥有包括预算,组织人事体制在内的维护管理体制的。
- (4) 为了项目的实施,能充分确保预算,人员的,并在调查现有的设施·器材的维护管理状况(资产)等之后,被认为在今后的持续使用上是没有问题的。

附件 4. 对象职业训练专业的选定条件

- (1) 现有的常设专业。
- (2) 计划新增的专业,必须确定具体的将来计划。
- (3) 具有各实习·实验室
- (4) 对专业的招生人数,应有足够的报考人数。
- (5) 配有充分技术水平的教师。
- (6) 有足够的雇用需求的领域。



附件 5 器材的选定标准

【合作对象器材的条件】

- (1) 必要性能通过教学大纲得到确认的器材。
- (2) 用作替代陈旧得厉害,并且不能满足基本功能的现有器材的更新器材。
- (3) 近年来使用次数增多的器材。

【不作为合作对象的器材条件】

- (1) 主要是用于个人使用·所有的器材。
- (2) 有可能用于教育训练目的以外的器材。
- (3) 项目实施后,在恰当的运营·维护管理上需要配置有资格的教师·职员,而预算措施又得不到保证的器材。
- (4) 为了良好的使用以及维护管理,需要高度的技术·高额的费用,众多的人员的器材。
- (5) 为了安装调试,需要大规模的设施修改·扩充等的器材。
- (6) 在当地不易购买的备品·备件的器材。
- (7) 消耗品。
- (8) 原则上属于特定的企业制造·销售的器材。
- (9) 现在或者将来从其他的援助机构可能得到的器材。
- (10) 在中国国内容易采购的,简单的器材·工具类。
- (11) 用现有的器材能够对付的器材。
- (12) 设置场所·保管场所得不到确保的器材。
- (13) 直接在教育上没有必要的设施备品(空调机,除湿机,吸尘器,食堂器材,车辆等)。
- (14) 学校事务相关的器材。

附件6 日本的无偿资金合作制度

1. 无偿资金合作实施的程序

(1) 我国的无偿资金合作(无偿),按以下的程序进行。

- 申请(由受援国进行)
- 调查(由 JICA 进行基本设计调查)
- 审查和认可(由日本政府进行审查,由内阁会议认可)
- 决定实施(由日本政府和受援助国政府进行交换公文实现)

(2) 第一阶段是「申请」阶段。日本国政府(外务省)根据由受援助国提出的申请书,审查其作为无偿的妥当性。在确认了该申请作为项目的优先度较高时,对 JICA 作出实施调查的指示。

(3) 第二阶段是「调查」(基本设计调查)阶段。调查由 JICA 实施。但是 JICA 原则上把这一调查通过与我国的咨询公司签订合同来实施。

(4) 第三阶段是「审查与批准」阶段。根据在第二阶段由 JICA 制作的基本设计调查报告书,日本政府在审查了该项目作为无偿资金合作项目是否具有妥当性之后,进行内阁审议。

(5) 由内阁审议认可的项目,在第四阶段,通过两国政府交换公文(E/N)的签名正式决定项目进入实施赠送。

(6) 实施赠送时, JICA 就咨询公司的推荐,招标·签合同的手续以及其他的一些手续,按照「采购指南」支持受援助国政府。

2. 调查的地位

(1) 调查的内容

JICA 实施的调查(基本设计调查),仅是在日本政府把本计划作为无偿认可时,用作基本的资料(用作判断的材料)为目的的。调查的内容如下。

- 调查申请的背景,目的,效果以及实施时必要的维护管理能力等。
- 对项目的妥当性从技术面和社会经济两方面进行验证。
- 双方确认与受援助国进行会谈的项目的基本设想。
- 进行基本设计。

当然,申请内容并不是原封不动地成为援助的对象,而是在考虑了我国的无偿计划的基础上,确认其基本设想。

另外,在作为无偿实施时,我国从要求受援助国方面的自助努力的立场出发,也要求受援助国采取必要的措施,即使这些措施是超出主管实施机关以外的管辖的范围,也要求保证实施。最终,这些确认与受援助国政府相关的所有机构通过会谈纪要来实现。

(2) 咨询公司的选定

调查时,有关 E/N 决定之后的咨询公司的合同,为了必要保持基本设计调查和详细设计业务的技术上的一贯性,所以 JICA 向受援助国政府推荐承担基础设计工作的咨询公司。

(3) 无偿资金合作的计划

(1) 什么是无偿资金合作

无偿资金合作是:向受援助国提供不带有偿还义务的资金援助,受援助国在为本国的经济、社会发展而采购必要的设施、资产、器材以及劳务(技术或运输等)时,所需的必要资金,根据我国的有关法令按以下的原则给予赠送的合作。此合作不采用日本国政府直接采购资产、器材、设备等实物,予以提供的方式。

(2) 交换公文的签署

在无偿实施时,必须有两国政府之间同意和签署的 E/N。在 E/N 上能确认有关该项目的目的、赠送期限、实施条件、赠送金额的额度等。

(3) 「赠送期限」定为我国的内阁会议决定的该财政年度之内。在此期间内,必须完成从 E/N 的签署到与咨询公司、承包公司签订合同以及最终支付等所有业务。

但是,因为自然灾害等无法抗拒的情况的发生造成设备的搬运、安装、工程等的工期延迟时,通过两国间的协商,可以延长一年(一个财政年度)。

(4) 生产品和劳务的采购

通过赠送采购的生产品和劳务,在原则上采购日本国以及受援助国的生产品以及日本国民或者受援助国国民的劳务。在这一前提下,这些应得到合适、并且完全的使用。在此说的「日本国民」是指日本国的自然人或指受其支配的日本国的法人。

另外,在两国政府认可必要时,赠送还可以采购第三国(除日本国和受援助国以外的)的生产品或者运输等劳务。

但是,根据无偿原则,在实施赠送时,必要的第一合同者,即咨询公司、施工承建公司以及器材供应公司限定于「日本国民」。

(5) 「认证」的必要性

受援助国政府(或由该政府指定的当局)与「日本国民」之间签署的合同,以「日元标价」缔结,并且必须由日本政府的「认证」。这是因为赠送的财源是日本国民的税金。

(6) 要求受援助国采取的措施

1) 设施项目实施时,确保用于设施建设的必要的土地,并对土地进行平整。

2) 在平整土地时,一起完成铺设至该土地的供电、给水、排水及其他附属设施的装备、工程等。

- 3) 器材等的项目时, 确保必要的建筑物。
- 4) 有关根据赠送采购的生产品在港口的装卸, 通关以及以及国内运输的手续费的负担, 并确保迅速地得到办理。
- 5) 在根据得到认证的合同采购的生产品以及劳务中, 免除向日本国民征收关税, 国内税以及其他财政课税。
- 6) 根据得到认证的合同提供的日本国民的劳务, 日本国民在为执行其劳务而发生的人境以及滞留中, 向其提供必要的方便。
- 7) 「恰当使用」
对由赠送修建的设施以及采购的器材, 为其计划的实施, 应得到恰当并且有效的维护·使用, 并确保为此所需要的人员等。
- 8) 「再出口」
由赠送采购的生产品, 不得从受援助国再出口。
- 9) 有关银行的规定
 - a) 受援助国政府或「被指定的当局」, 必须在日本国内的银行开设以该国政府名义的帐户。日本政府根据得到认证的合同, 将受援助国政府或被指定的当局承担偿还债务的资金, 以「日圆」金额汇入其银行帐号, 以此来实施赠送。
 - b) 日本政府的支付是根据受援助国政府或者被指定的当局发行的「付款授权书」, 由「银行」向日本国政府提交支付索款书时实现。

附件 7 在实施无偿资金合作时中方所应该采取的措施

1. 项目征用的用地,在日本方面指定的期限内,完成为设置器材而必须的建筑工程。
2. 准备由本项目装备的器材必要的供电,供水,排水,排气等的设备。
3. 对日本的外汇银行根据银行约定,负责支付付款授权书(A/P)的通知费,以及支付手续费等的费用。
4. 在本项目所用的资料·器材的迅速通关中,负责办理必要的手续以及完成对有关部门的支付。
5. 免除对得到认证的合同提供的劳务以及器材,在中国对日本人或者日本法人课征的关税·国内税·其他的财政上的义务。
6. 中国政府保证提供必要的措施:对已得到认证的合同,对提供与其劳务以及器材相关的必要的日本人,或者日本法人的构成人员,在其提供劳务时必要的人境以及滞留提供方便。
7. 在实施本项目时,即时发行必要的许可·资格等。
8. 负担在本项目的范围内,日本的无偿资金合作不提供的所有费用。
9. 为由本项目装备的器材的积极的,恰当的使用确保必要的教师·职员。
10. 为由本项目装备的器材的恰当管理确保必要的预算·人员。
11. 由本项目装备的器材在各个学校如何地得到使用,中方定期地实施调查,必要的话进行指导。

附件8 有关增值税

(1) 有关增值税

中方承诺进行增值税的免除,有关增值税的各种手续迅速地予以办理。

(2) 有关增值税的免除方法

中方承诺通过向驻中国大使馆发出的文件(外经贸国际司函[2001]308号),采用以下的方法进行增值税的免除。

【增值税的免除方法】

- 1) 由中标商社向外经贸部国际司、财政部税政司、国家税务总局流转税司同时提交在华采购中国产品的情况明细(加盖单位公章)。内容包括:采购产品的名称、价格、数量、型号、生产厂家名称、地址、电话、联系人(见附表)以及采购人与厂家签订的买卖合同。向外经贸部提交的材料需由中方项目代理公司进行初步审核。
(注:如中标商社委托他人采购,需提交实际采购人资料,内容包括单位名称、地址、联系人及联系电话,委托其采购的委托协议)
- 2) 中方项目代理公司初步核对无误后,附审核证明报外经贸部国际司。外经贸部国际司再次审核后,向税务总局流转税司出具证明并提出予以免税的要求;同时,国家税务总局将通过地方税务部门向有关厂家核实买卖合同情况。
- 3) 国家税务总局根据外经贸部出具的文件及地方税务部门核实报告,核对无误后,向有关地方税务部门下发针对该项目下采购的中国产品予以免征和抵扣增值税的批件并抄送外经贸部。
- 4) 供货厂家向税务部门提交免税申请并附货物实际销售凭证,经主管税务部门与原始资料(即1项中的产品情况明细有关内容)核对无误后,根据国家税务总局下发的文件,予以免税。
- 5) 为维护国家免税政策的严肃性以及具体操作程序的规范性,采购人向中国政府部门提交产品情况明细等资料后,其内容原则上不允许随意更改,如有特殊情况,需另行按程序报送审批。

Q 26

